

大竹市消防本部告示第5号

大竹市NET119緊急通報システムの利用に関する要綱を次のように定める。

令和2年10月16日

大竹市消防長 佐伯和規

大竹市NET119緊急通報システムの利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、音声での会話が困難な者が大竹市NET119緊急通報システム（以下「NET119」という。）を利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「NET119」とは、聴覚機能、言語機能等に障害を有する者が、自らが保有するインターネット端末（インターネットを利用することができるスマートフォン、携帯電話等の通信機器をいう。以下同じ。）を利用して、大竹市消防本部が設置する通信指令施設に緊急通報を行うシステムをいう。

(対象者)

第3条 NET119を利用することができる者（以下「利用対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 聴覚、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害等により、音声で会話することが困難である者で大竹市に居住又は通勤若しくは通学している者

(2) 前号に掲げる者のほか、大竹市消防長（以下「消防長」という。）が特に必要があると認める者

(利用登録の申請)

第4条 NET119を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、大竹市NET119緊急通報システム登録申請書兼同意書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、署名のうえ消防長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、消防長が別に定める方法により、インターネットを利用して行うことができる。

(登録審査及び通知)

第5条 消防長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者をNET119の利用者として登録するものとする。

2 消防長は、前項の規定による審査の結果を申請者のメールアドレスに送信し通知するものとする。

(変更等の届出)

第6条 前条第1項の規定による登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、大竹市NET119緊急通報システム登録(変更・廃止)届出書(別記様式第2号。)に必要事項を記載し、消防長に提出しなければならない。

- (1) 申請書に記載した事項に変更が生じたとき。
- (2) 利用するインターネット端末を交換したとき。
- (3) 利用登録を廃止するとき。

2 前項の規定による届出は、消防長が別に定める方法により、インターネットを利用して行うことができる。

(登録の取消し)

第7条 消防長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録者の登録を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項第3号の規定による利用登録の廃止の届出があったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段による申請であることが判明したとき。
- (3) 転居、死亡その他の事由により、第3条に規定する利用対象者でなくなったとき。
- (4) NET119による不当な通報を繰り返し、著しく消防業務に障害を与えたとき。

(利用等にかかる経費の負担)

第8条 NET119の利用料は、無料とする。ただし、NET119の登録及び利用に伴う通信費用は、登録者の負担とする。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱に規定するNET119の利用に関する手続その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。